

障害者支援施設 ゆめさきの家 重要事項説明書

当施設では、施設入所支援ならびに障害福祉サービス（以下「サービス」といいます。）を提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付および地域生活支援給付の支給決定を受けた方が対象となります。

本重要事項説明書は、当施設とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◆◆目次◆◆

1. サービスを提供する事業者	2
2. 施設の概要	2
3. サービスに係る設備等の概要	3
4. 職員の配置状況	3
5. サービスの概要	4
6. 利用料金	7
7. 利用者の記録や情報の管理、開示について	8
8. 実習生の受け入れ	8
9. 見学者の受け入れ	8
10. 人権擁護および虐待防止のための措置	8
11. 苦情申立先	9
12. 非常災害時の対策	10
13. 当施設ご利用の際に留意いただく事項	11

社会福祉法人 ゆめさき会
指定障害者支援施設 ゆめさきの家
当事業所は姫路市の指定を受けています。

1. サービスを提供する事業者

名称	社会福祉法人 ゆめさき会
所在地	兵庫県姫路市夢前町苅野1784番地の1
電話番号	079-336-2525
代表者氏名	理事長 粉原 和生
法人の設立年月	平成6年2月8日
e-mail	yumesakikai@outlook.jp
URL	https://www.yumesakikai.net
運営理念	一人ひとりの個性を大切にしたい 誰もがこころゆたかに安心して暮らすことができる社会の実現を目指します

2. 施設の概要

施設の名称	障害者支援施設 ゆめさきの家		
所在地と連絡先	兵庫県姫路市夢前町苅野1784番地の1 ☎079-336-2525		
施設の開設年月	平成6年4月1日		
施設長	<u>石野 信幸</u>		
	事業内容	主たる対象者	定員
生活介護	<p>常時介護を要する障害者に対し、主として昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会等の支援を提供します。</p> <p>《サービス提供日：年中無休》 《サービス提供時間：9：00～15：00》</p>	知的障害者	33名
施設入所支援	<p>施設に入所する障害者に対し、主として夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護等の支援を提供します。</p> <p>《サービス提供日および時間：年中無休》</p>	知的障害者	30名
短期入所	<p>居宅において介護を行う方の疾病等の理由により、短期間、施設において、入浴排泄及び食事等の支援を行います。</p> <p>《サービス提供日および時間：年中無休》</p>	知的障害者（児）	4名
日中短期入所	<p>居宅において介護を行う方の疾病等により介護者が不在となる場合に、日帰りで入所し、入浴、排せつまたは食事の介護等のサービスを行います。</p> <p>《サービス提供日：年中無休》 《サービス提供時間：7：00～19：00》</p>	知的障害者（児）	4名

3. サービスに係る設備等の概要

(1) 施設

建物	本館	鉄筋コンクリート造スレート葺陸屋根2階建	1,060.21㎡
	地域交流スペース	鉄骨造合金メッキ鋼板葺2階建	281.34㎡
	作業棟A (旧窯小屋)	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	6.00㎡
	作業棟B (あざみ工房)	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	26.71㎡
	作業棟C (夢幸房)	鉄骨造亜鉛メッキ板葺平家建	82.81㎡
	延床面積		1,427.5㎡
敷地面積			2,598.81㎡

(2) 居室の概要

居室の種類	室数	面積	一人当たり面積	備考
一人部屋(ジョイント)	4	33.44㎡	8.36㎡	
一人部屋	30	216.60㎡	7.22㎡	

(3) 施設設備の概要

設備の種類	室数	面積	一人当たり面積	備考
食堂	1	94.87㎡	3.16㎡	
作業室	3	184.50㎡	6.15㎡	
相談室	1	20.62㎡	0.69㎡	
浴室	3	30.00㎡	1.00㎡	
医務室	1	18.37㎡	0.61㎡	
静養室	2	10.50㎡	0.35㎡	

4. 職員の配置状況

(1) 職種と員数

職種	区分・員数		保有資格等
	常勤	非常勤	
管理者(施設長)	1名		社会福祉主事
副施設長	1名以上		
事務職員		1名以上	
サービス管理責任者	1名以上		公認心理師・社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士
生活支援員	1名以上	10人以上	社会福祉士2名・介護福祉士8名・精神保健福祉士2名
医師		1名以上	医師
看護師		1名以上	看護師
栄養士	1名以上	1名以上	管理栄養士
調理員		6名以上	

(2) 勤務体制

職 種	勤 務 体 制
管理者 栄養士	月～金曜日 8:30～17:30
サービス管理責任者 生活支援員 看護師 調理員	日勤 8:30～17:30 早番Ⅰ 7:30～16:30 早番Ⅱ 7:30～16:30 遅番Ⅰ 10:00～19:00 遅番Ⅱ 10:30～19:30 遅番Ⅲ 13:00～22:00 夜勤Ⅰ 13:30～ 7:30 夜勤Ⅱ 14:30～ 8:30 夜勤Ⅲ 15:00～ 9:00 夜勤Ⅳ 15:30～ 9:30 夜勤Ⅴ 16:00～10:00 夜勤Ⅵ 16:30～10:30 午前勤 8:30～12:30 午後勤 13:30～17:30
医師	毎月1回 第3水曜日 14:30～15:30

5. サービスの概要

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて実施します。この「個別支援計画」は、利用者の自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的として本事業所のサービス管理責任者が作成し、個別支援計画会議で確認された後、利用者の同意をいただくものです。なお、「個別支援計画」の写しは、利用者に交付いたします。

(1) 基本サービス

種 類	内 容
相談及び援助	当事業所では、常に利用者の心身の状況や、生活環境等の的確な把握に努めます。また、利用者に対し、適切な相談対応、助言、援助等を行い、常に連携をはかります。
介護	適切な技術をもって、利用者の心身の状況に応じて自立支援や日常生活の充実のための以下の介護等を提供します <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の自立に必要な援助や、おむつの交換を行います。 ・離床、着替え、整容その他日常生活上必要な支援を適切に行います。 ・利用者の状況に応じて適切な入浴介助を行うとともに、原則毎日の入浴または清拭を実施し、清潔保持に努めます。 ・衣類は毎日、シーツ交換は2週間に1回行います。(汚れた場合は、随時交換)
食事	栄養士の立てる献立表により、利用者の身体状況に配慮した季節感に富んだ食事を提供します。 食事は希望される方を対象に提供いたします。 <食事時間> 朝食(8:00～8:45) 昼食(12:00～12:45) 夕食(18:00～18:45)
日中活動	<<創作活動>> 布貼り絵 陶芸作品 <<作業活動>> 浴用よもぎ 裂き織りマット すだれ リサイクル 洗濯 清掃 施設外作業 <<レクリエーション>> ウォーキング スヌーズレン 社会参加活動等 <<クラブ活動>> 楽器、カラオケ、詩吟、生け花

健康管理

- ・月1回嘱託医による診察日を設けて健康管理に努めます。
- ・看護師により、観察、疾病予防、健康管理に努めます。
- ・疾病、事故等で治療を要する場合は、緊急性の有無にかかわらず、事前に利用者の同意を得た上で、下記の嘱託医ならびに指定医療機関等において治療を行うことができます。利用者の生命、身体に重大な影響を及ぼすと管理者が判断した場合は、同意を待たずに受診を行います。(事後承諾となります。)
- ・指定医療機関外への受診等については、基本サービスには含まれておりませんので、ご相談下さい。
- ・服薬管理は当事業所看護師と相談の上、行います。

<当施設の嘱託医>

氏名：丸尾内科外科・医師 丸尾 幸喜
 姫路市夢前町前之庄 2197-15
 Tel 079-336-1230

診療科：内科・胃腸科・外科・整形外科・肛門科・リハビリテーション科
 ・麻酔科

診察日：月から土曜日（9：00～12：00、15：30～18：00）

休診日：木曜日・土曜日午後・日曜・祝日

<協力医療機関等>

名称	姫路北病院	金田病院	玉田歯科医院
所在地	神崎郡福崎町南 田原 1134-2	姫路市夢前町前 之庄 2934-1	姫路市夢前町菅 生潤 415-8
電話番号	0790-22- 0770	079-336- 0016	079-335- 2760
診療科	精神科 神経内科 心療内科	内科 呼吸器科 消化器科 循環器科 整形外科	歯科
入院設備	有り	有り	無し
※診療料	医療保険の一部負担の割合に応じ個人負担		

(2) 選択サービス（別紙①「選択サービス申込書」の内容に基づくサービス）

預り金等管理	<p>管理の対象：事業所の指定する金融機関に預け入れしている通帳 お預かりする物：上記通帳、金融機関届出印</p> <p><管理方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・預り金管理規程に基づき適切な管理を行います。 ・入出金は責任を持って正確に行い、入出金記録を作成します。 ・年2回、収支明細報告書を作成し、入出金状況を利用者に報告します。 ・利用者はいつでも収支明細記録を閲覧できます。また、必要に応じてその写しの交付を受けることができます。 <p><管理体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆届出印保管責任者 施設長：石野 信幸 ◆通帳保管責任者 副施設長：松島 富樹
グループ余暇活動	年複数回実施する小グループでの外出（見学、食事、社会体験）
おやつ	午前、午後の飲物ならびに午後のお菓子
理容・美容	月1回の理・美容
生花	月1回の生花クラブ

6. 利用料金

(1) お支払いいただく利用料金は次のとおりです。

① 介護給付ならびに地域生活支援給付対象サービス利用料金

食事を除く基本サービスについては、原則として介護給付ならびに地域生活支援給付対象サービスとなります。事業所は、利用者から利用者本人の負担能力に応じて市町村が定めた給付費の1割を利用者負担額として支払いを受けます。

② 介護給付ならびに地域生活支援給付対象外サービス等利用料金

食費	施設で提供する食事毎に関わる材料費、人件費の一部 施設入所利用者：日額 1,490 円 生活介護のみ利用者：昼食 580 円		負担軽減措置あり
光熱水費	居室ならびに共用場所で使用する電気、水道料金の一部	施設入所支援 月額 10,200円	
		短期入所 日額 335円	
		生活介護のみ利用者 日中短期入所 不要	
選択サービス利用料金	別紙により選択されたサービス毎の利用料金をいただきます。		
	日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用をいただきます。		

日常生活上必要な諸費用	個別日用品費	個人的な購入物品に係る費用の実費
	個別活動費	指定医療機関以外の通院や個人的な外出等に係る費用の実費
	保健衛生費	医療機関利用時の自己負担分の実費
事務手数料	文書等のコピー	1枚 10円
	利用者宛郵便物の転送にかかる実費	
その他	<p>利用者が、契約終了後も居室を明け渡ししない場合等には、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡されたまでの期間に係る次の料金をいただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が定める介護給付費相当額 ・選択サービス等、受けたサービスの実費 	

※外泊等による食事のキャンセルは、当日を含む4日前までに申し出てください。

それ以降の食事キャンセルについては、利用料金が発生します。

※その他のサービスについては、利用者との協議により決定するものとします

(2) 利用料金の支払方法

上記利用料金の支払は、1ヶ月ごとに計算し、翌月10日までに請求しますので、20日までに次の方法でお支払ください。

- ◆口座からの自動引き落としとなります。
- ◆ご利用できる金融機関はゆうちょ銀行普通口座です。
- ◆手数料はかかりません。

※短期入所、日中短期入所利用者は現金でのお支払いとなります。

7. 利用者の記録や情報の管理、開示

施設は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

- ◆ 契約の終了後、法に定める期間保管します。
- ◆ 閲覧・複写ができる窓口業務時間は、土日・祝祭日を除く9時から17時です。

8. 実習生の受け入れ

当施設は次のことを目的とした福祉、保育、教育に関わる学生等の施設実習を受け入れます。受け入れに際しては、利用者の日常生活に支障をきたすことがないよう期間、人数等を設定します。

- (1) 障害のある人と生活する中で、障害についての理解や人間理解を深める。
- (2) 施設の機能や役割についての理解を深める。
- (3) 職員の支援内容についての理解を深める。

9. 見学者の受け入れ

当施設は地域社会における福祉理解を促進することを目的として、個人、団体の施設見学を受け入れます。受け入れにあたっては、見学の趣旨を十分吟味した上、利用者の日常生活に支障をきたすことがないよう期間、人数等を設定します。

10. 人権擁護及び虐待防止のための措置

虐待防止、個人情報保護の推進や苦情解決制度の活用を通じて職員の意識向上に努め、利用者の権利擁護を図ります。

(1) 虐待防止

当施設は、ゆめさき会「虐待防止のための指針」に基づいて、虐待防止のための、施設内の体制整備を実施します。

(2) 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為

当施設は、ゆめさき会「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為の適正化のための指針」に基づいて、原則として利用者の「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為」(以下、身体拘束等と言う。)を行いません。緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合も、指針に則った適切な対応を実施します。

(3) 個人情報保護

当施設はゆめさき会「個人情報保護規程」に基づいて、利用者に対して「個人情報保護に対する基本方針」による説明を行い「個人情報の取り扱いに関する同意書」の同意に基づき対応いたします。

11. 苦情等申立先

苦情受付窓口	<p>○苦情解決責任者 施設長：<u>石野 信幸</u></p> <p>○窓口担当者 生活支援員：<u>福井 ひとみ、橋本 和博</u></p> <p>○ご利用時間 月～金曜日 9：00～17：00 ※国民の祝日、休日及び夏季、冬期休業日を除く。</p> <p>○連絡先 Tel 079-336-2525 Fax 079-336-1122</p> <p>◆担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。</p> <p>◆苦情受付箱を設置しておりますのでご利用ください。</p>
第三者委員	<p>小林 かおる Tel 050-5536-8617</p> <p>田路 裕子 Tel 079-336-0413</p>
その他苦情受付機関	<p><姫路市障害福祉課> 姫路市安田4丁目1番地 Tel 079-221-2454 Fax 079-221-2374 E-Mail syogaif@city.himeji.hyogo.jp</p> <p><兵庫県福祉サービス運営適正化委員会> 神戸市中央区坂口通2-1-18兵庫県福祉センター内 Tel 078-242-6868 Fax 078-271-1709 E-Mail tekiseika@hyogo-wel.or.jp</p>

虐待防止受付窓口	<p>○虐待防止責任者 施設長：<u>石野 信幸</u></p> <p>○虐待防止担当者 生活支援副主任：山本 克也 <u>児玉 優</u></p> <p>○ご利用時間 月～金曜日 9：00～17：00 ※国民の祝日、休日及び夏季、冬期休業日を除く。</p> <p>○連絡先 Tel 079-336-2525 Fax 079-336-1122</p> <p>◆担当者が不在の場合は、他の職員までお申し出ください。</p>
----------	--

虐待防止（身体拘束等適正化）委員会委員	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止責任者 ・副施設長 ・管理者 ・サービス管理責任者 ・生活支援主任 ・生活支援副主任 ・虐待防止担当者
その他虐待防止受付受付機関	<p><姫路市障害者虐待防止センター></p> <p>平日 午前9時～午後5時 Tel 079-221-2432 Fax 079-221-2430 E-Mail mamoru-fukushinet@city.himeji.hyogo.jp</p> <p>平日夜間 午後5時～翌午前9時 土曜・日曜・祝日・年末年始 Tel 080-8328-6295 Fax 020-4662-9339 E-Mail mamoru-fukushinet@docomo.ne.jp</p>
	<p><姫路市障害福祉課></p> <p>姫路市安田4丁目1番地 Tel 079-221-2454 Fax 079-221-2374 E-Mail syogaif@city.himeji.hyogo.jp</p>
	<p><兵庫県福祉サービス運営適正化委員会></p> <p>神戸市中央区坂口通2-1-1 8兵庫県福祉センター内 Tel 078-242-6868 Fax 078-271-1709 E-Mail tekiseika@hyogo-wel.or.jp</p>

差別解消受付窓口	<p>○差別解消責任者 施設長：<u>石野 信幸</u></p> <p>○差別解消担当者 生活支援副主任：<u>福井 ひと美、橋本 和博</u></p> <p>○ご利用時間 月～金曜日 9：00～17：00 ※国民の祝日、休日及び夏季、冬期休業日を除く。</p> <p>○連絡先 Tel 079-336-2525 Fax 079-336-1122</p> <p>◆担当者が不在の場合は、他の職員までお申し出ください。</p>
その他差別解消受付機関	<p><兵庫県障害者差別解消受付センター></p> <p>兵庫県福祉部障害福祉課（障害者権利擁護担当）</p> <p>受付時間：平日 10:00～12:00 13:00～16:00 Tel 078-362-3356 Fax 078-362-3911</p>

12. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「消防計画」により対応いたします。
平常時の訓練	別途定める「消防計画」に則り、年2回夜間及び昼間を想定した避難・消火訓練と年1回通報訓練を実施します。
防災設備	<p>自動火災報知機 誘導灯 防災加工カーテン</p> <p>ガス漏れ報知器 非常通報装置</p> <p>消火器の配置 スプリンクラー設備（本館・地域交流ホム）</p>
消防計画等	<p>消防署への届出日 平成17年7月7日</p> <p>防火管理責任者 施設長 <u>石野 信幸</u></p>

食料の備蓄	3日分（9食）の非常食を備蓄するとともに、近隣施設とネットワークを組み、非常時の相互支援体制を整備しています。
-------	---

13. ご利用の際に留意いただく事

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、その都度職員に届け出てください。宿泊する場合には、事前にご相談ください。
外出	外出の際は、事前に事務所に届け出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	喫煙コーナー以外は、全館禁煙です。
貴重品の管理	貴重品につきましては、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては、身元引受人で管理していただきますようお願いします。現金につきましては、預り金管理サービスをご利用ください。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動および営利活動はご遠慮ください。
反社会的勢力の排除	本契約前文「反社会的勢力の排除の確認」に反する事実が判明した場合は契約を解除させていただきます。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育についてはご遠慮ください。
警報発令時等について ※施設入所支援を除く	警報発令等により、危険と判断した際には利用を中止させて頂く場合があります。既に利用中の際は、降所をお願いする場合があります。
同性介助について	原則、介助は同性の生活支援員が行いますが、業務の都合により異性の生活支援員等が介助にあたる場合があります。

2024年11月1日更新

私は、本書面に基づいて「障害者支援施設ゆめさきの家」の から
重要事項の説明を受けました。

年 月 日

利 用 児 住 所

氏名

契 約 者 住 所

氏名

印

利用児との関係

当施設は、 様に対するサービス提供にあたり、上記のとおり重要事項
について説明いたしました。

年 月 日

事業所 住 所 兵庫県姫路市夢前町苅野 1784 番地の 1

名 称 障害者支援施設 ゆめさきの家

説 明 者 職 名

氏名

印